

インターネット上の部落差別に関する他府県条例の比較

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(R4. 5. 19 施行) (一部、R5. 4. 1 施行)	「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」(R2. 12. 24 改正施行)	「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(R4. 4. 1 施行)
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、(省略) 日本国憲法、(省略) 部落差別の解消の推進に関する法律及び(省略) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成 14 年和歌山県条例第 16 号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 人種等の属性 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。</p> <p>二 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。</p> <p>三 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をいう。</p> <p>四 人権問題 人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。</p>	<p>(定義に関する規定なし)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動等による権利を侵害する情報、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。</u></p> <p>二 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等被害を受けた者をいう。</p> <p>三 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。</p> <p>四 インターネットリテラシー (省略)</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第 3 条</p> <p>第 4 条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第 2 条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。</p> <p>(部落差別の禁止)</p> <p>第 3 条 何人も、<u>インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。</u></p> <p>2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。</p>	<p>(基本理念に関する規定なし)</p>
<p>(特定電気通信役務提供者の責務)</p> <p>第 8 条 特定電気通信役務提供者は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であつて、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(特定電気通信役務提供者の責務)</p> <p>第 7 条 特定電気通信役務提供者は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。</p> <p>3 特定電気通信役務提供者は、前 2 項に定めるもののほか、<u>インターネット上において、その用いる法第 2 条第 2 号に規定する特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報の送信を防止する措置を行うものとする。</u></p>	<p>(特定電気通信役務提供者の責務の規定なし)</p>
<p>(助言、説示及びあっせんの申立て)</p> <p>第 13 条 <u>不当な差別を受けた者(属性情報収集等の対象となつた者を含む。第三項において同じ。)、その家族その他の関係者は、不当な差別(属性情報収集等を含む。第十五条において同じ。)に係る紛争(以下「差別事案」という。)に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。</u></p> <p>2 前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であつて、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(部落差別への取組)</p> <p>第 8 条</p> <p>県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、<u>第 3 条第 1 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。</u></p> <p>2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、<u>第 3 条第 2 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。</u></p> <p>3 県は、第 1 項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、<u>部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。</u></p> <p>4 県は、第 2 項の規定により必要な説示を行い、<u>促しても</u>、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、<u>部落差別を行わないよう、勧告するものとする。</u></p> <p>5～6 (省略)</p>	<p>(説示・勧告等の規定なし)</p>

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(R4. 5. 19 施行) (一部、R5. 4. 1 施行)	「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」(R2. 12. 24 改正施行)	「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(R4. 4. 1 施行)
<p>(助言、説示及びあっせん)</p> <p>第 14 条 知事は、前条第一項の申立てがあったときは、当該申立てをした者、相手方その他の関係人に対し、助言、説示又はあっせんを行うものとする。ただし、助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>5～6 (省略)</p>		
<p>(勧告)</p> <p>第 15 条 知事は、助言、説示又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、<u>正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。</u></p>		